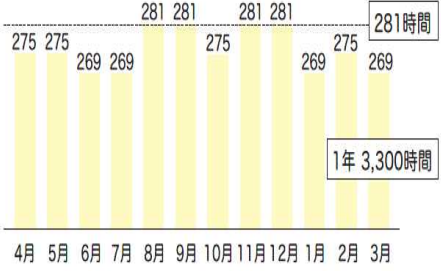
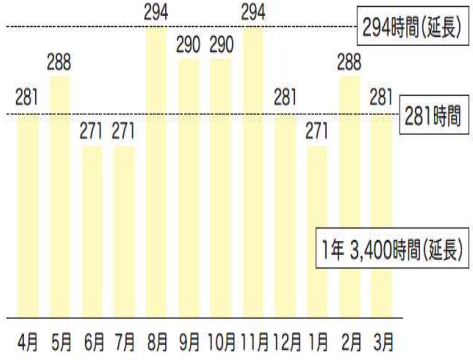


4 バス運転者の拘束時間等（第5条関係）

番号	質問内容
4-1	<p>(Q) 労使協定を締結しない場合、1か月の拘束時間を281時間以内としても、1年3,300時間を超えることは認められないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間を全て上限値（281時間×12か月）とすると、年の拘束時間が3,300時間を超えるため、認められません。</p> <p>(図)【原則】1年及び1か月の拘束時間</p>  <p>(図)【例外】1年及び1か月の拘束時間</p> 
4-1-2	<p>(Q) バス運転者の1か月及び1年の拘束時間の延長について、毎年4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする労使協定を締結する場合、当該労使協定において、12月から3月までの1か月の拘束時間について、4か月連続して281時間を超えて294時間まで延長した後、翌年度となる4月以降の労使協定を締結して、4月についても1か月281時間を超えて拘束時間を延長することは認められるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間については、これを労使協定により延長する場合においても、281時間を超える月が4か月を超えて連続しないものとされています。これは、拘束時間の長い勤務が長期間連続して行われることによる疲労の蓄積を防ぐ観点から設けられたものであり、当該連続する期間が労使協定の期間内であるか否かにかかわらずのものです。</p> <p>したがって、設問の場合であっても、4月の拘束時間について1か月281時間を超えて延長することは認められません。</p> <p>なお、4週平均1週の拘束時間が65時間を超える週が16週間を超えて連続しないことについても同様です。</p>

4-2	<p>(Q) 施行通達記第2の5(1)に「1か月及び1年」、「4週平均1週及び52週」のいずれかの拘束時間の基準を選択することができるとありますが、選択する場合、変更する場合の留意点を教えてください。また、事業場単位ではなく、労働者単位で選択すること、管理期間と協定の期間を変えることは可能でしょうか。</p> <hr/> <p>(A) バス運転者の拘束時間については、「1か月及び1年」、「4週平均1週及び52週」のいずれかの基準を選択することができます。いずれの基準を採用するかは、あらかじめ、起算日と併せて、事業場の就業規則や労使協定等で定めておくことが望ましいです。また、変更することや、労働者単位での設定、管理期間と協定の期間を変えることも可能ですが、同じく事業場の就業規則や労使協定で定めておくことが望ましいです。</p>
4-3	<p>(Q) 「一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者」とは、どのような運転者ですか。また、その内容について具体的に労使協定に明記する必要がありますか。</p> <hr/> <p>(A) 例えば、乗合バス営業所において、通常のダイヤとは別便で、花火大会等の臨時便を走行するドライバー等、季節的な業務の繁忙に対応する運転者が、これに該当します。 当該運転者に関して拘束時間等を延長する場合は、労使協定において記載する必要があります。</p>
4-4	<p>(Q) 高速バス・貸切バスの高速道路等の実車運行区間の連続運転時間は、「おおむね2時間」までとするよう努めるとありますが、例えば、高速道路を1時間40分走行し、高速道路を降りた後に一般道を2時間20分走行した場合、連続運転時間は合計4時間となりますが、認められるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 設問の場合、高速道路の連続運転時間は1時間40分で2時間を超えていないため、連続運転時間の基準の範囲内となります。ただし、合計4時間の連続運転を行っていますので、1回が連続10分以上で、かつ合計して30分以上の運転の中断が必要です。なお、貸切バスが、夜間に長距離の運行を行う場合は、高速道路以外の区間における運転時間も含めて「おおむね2時間まで」とするよう努めることになるので、御留意ください。</p>